

復興庁 「専門家派遣集中支援事業」 支援案件公募要項

1. 事業の背景・目的

東日本大震災から8年が経過する中で、被災事業者の今後の売上回復に向けて、既存の事業の枠組みにとらわれない新たな取組の必要性が指摘されています。また、今後、仮設店舗・工場・事業所等で事業を再開した被災事業者においては、復興した市街地等における本施設への移転が新たな取組に挑戦する契機となるものと考えられます。

本事業は、被災事業者等の積極的な挑戦を促し、創造的産業復興の加速化を図ることを目的として、新たな取組等を行う被災事業者等が解決すべき課題を適切に見極めた上で、その解決に有効なツールやネットワークを有する専門家等が、効果的な解決策を提示するとともに、必要な外部調査等も活用しつつその実行に向けた被災事業者等の取組を支援します。

2. 支援対象事業

本事業の支援対象は、中小企業等が岩手県・宮城県・福島県において実施する、①新商品・サービスの開発、②既存商品の高付加価値化、③生産性向上・効率化、④商業施設の開発等を新たに図る取組とします。

なお、支援事業は、外部有識者により構成される審査委員会において、以下の項目及び支援計画の内容（「6. 提出後の手続等」参照）を総合的に審査し決定致します。

(1) 対象事業者

① 中小企業等

- ・ 支援対象事業を的確に遂行する組織・人員・経済基盤等を有する事業者であること
- ・ 地域において中核的な位置付けにある、又は今後の発展によりそれが期待される事業者であること

② 実施体制

- ・ 事業を継続的かつ発展的に展開するための具体的なビジョンを有していること
- ・ 支援対象事業を企画立案し、実施に当たっては担当者を設置するなど、支援対象事業を的確に遂行し、支援終了後も自立的に事業化プロセスを進める意欲及び能力を有していること

(2) 対象事業

① 事業の実施場所

- ・ 支援対象となる事業が、原則として岩手県、宮城県又は福島県において実施されること
- ※東日本大震災によって特に甚大な被害を蒙った区域で実施される事業を優先する
※法人等の所在地は国内である限り場所は問わない

② 事業内容

- ・ 支援対象事業が、専門家・専門機関の知見・ノウハウを必要とする程度の新規性・独自性を有していること
 - ・ 本件支援により、城外からの需要の獲得、被災地の雇用機会の創出又は経営の高度化・効率化等による地域産業の振興が期待されること
- ※国もしくは地方公共団体による復興支援に関連する施策を活用・連携して実施されている、若しくはその予定にある事業を優先します。

3. 採択後の支援内容

支援案件ごとに組成する専門家・専門機関による支援チームが、事業者と共に作成した支援計画に基づき、事業者とともに対象事業の実現に向け、必要な調査等を実施のうえ助言指導・実務支援を行い、事業化を集中支援します（支援期間：2020年（平成32年）2月末まで）。具体的な支援内容の例は以下のとおりです。

支援分野		専門家・専門機関による支援内容の例
新商品・サービスの開発	市場調査	市場ニーズ・トレンド把握、競合商品・競合他社のベンチマーク分析 等
	商品開発企画	商品・サービスのコンセプト立案、付加機能やデザイン等の検討・具現化 等
	マーケティング戦略支立案	環境分析評価、セグメンテーション（顧客分類）、ポジショニング、マーケティングミックス立案、広告戦略立案 等
	製品評価支援	ターゲット顧客へのテスト販売・評価分析、品質・安全性・生産性・使用感等の検討、第三者機関分析 等
	販売強化支援・販路開拓	営業ツール作成、販売アライアンス企業開拓、店舗・webの集客強化、営業人材育成、新規販路の開拓、他企業との連携支援 等
既存商品の高付加価値化	顧客満足度向上支援	アフターフォロー対応支援、接客応対力強化支援 等
	顧客ニーズ調査と新規事業分析	ターゲット顧客視点での商品・サービス革新による付加価値向上・コストダウン 等
	顧客情報の活用による固定客比率向上	アフターフォロー対応、データ活用策の提案 等
	独自性・独創性創出支援	既存事業の客観的把握・分析、優位性の維持・深掘り、欠点の改善、知的財産権管理 等
	ブランド力強化支援	既存ブランド強化（現状課題の明確化）、新ブランド開発（市場動向・構造の調査分析）、商品の魅力向上・ブランドストーリーの掘り起しとPR実施 等
効率化・生産性向上	作業・動線・レイアウト改善によるムダ・ミス削減およびコストダウン支援	業務改善指導、生産工程管理 等
	計画的な業務割当による人・時間生産性向上支援	業務内容の整理と人員配置、時間工程の最適化分析、安全衛生管理 等
	業務効率・品質向上支援	優良社員の言動の見える化と社内広報、多能工人材育成、BPO活用、IT化推進 等

商業施設開発	商圈分析調査	購買力分析、出店状況把握、新規出店規模算定 等
	リーシング調査	テナントミックス計画策定、店舗誘致、出店者調整 等
	商業施設開発企画調査	基本計画作成（テナント配置計画、基本計画図 建築費概算見積り、収支計画・資金計画素案） 等
	商業施設ローコスト設計調査	商業施設建築スペック等分析、基本設計・実施設計等の分析・評価、建築コスト削減提案 等
	商業施設運営管理支援業務	テナントマネジメント、プロパティマネジメント実施に係る方針、関係規定類等の策定誘客活動等企画等の指導助言、まちづくり会社設立支援
	小売商業・サービス業店舗経営支援	小売店舗等の経営向上、事業計画策定
	商品開発・コンセプト開発支援	開発計画・テーマの設定、ニーズの調査・把握

※支援内容は上記に限りません。適宜事務局・専門家にご相談下さい。

※支援計画の実施に必要な以下の費用等については、復興庁が負担致します（ただし金額には上限があります）。

- ① 専門家等の依頼費用、謝金、交通費、アシスタント経費、企画調査等実費 等
- ② 支援計画に基づき外部専門機関に委託して実施する調査費用 等
- ③ 支援計画に基づき行う試作品の製作費用・展示会の出展費用 等

4. 募集期間

平成31年（2019年）4月15日（月）以降随時受付

※応募状況等に鑑み、支援に要する費用の見積もりが所定の水準に達した場合は募集を終了します。

5. 応募方法

別添様式「支援事業申請書」を作成のうえ、以下の提出先まで提出して下さい。

（応募方法に関する問い合わせ・応募書類提出先）

〒980-6026

仙台市青葉区中央4-6-1 SS30ビル

有限責任監査法人トーマツ内 「専門家派遣集中支援事業」事務局

担当：鈴木、戸内（トノウチ）

TEL：022-713-8601 FAX：022-217-8203

メールアドレス：reconstruction_support_team@tohatsu.co.jp

※メール、郵送いずれも可。ただし、郵送の場合は封筒表面に「専門家派遣集中支援事業応募書類」と朱書きしてください。

6. 提出後の手続等

提出された「支援事業申請書」等を基に、事務局において支援対象事業としての該当性が確認された応募者に対し、電話または訪問によるヒアリング等により、希望する支援内容や専門家の確認をさせていただきます。

その後、専門家と共同で支援期間における支援計画を作成し、「2. 支援対象事業」の(1)、(2)及び支援計画の内容に関する以下の点等につき、外部有識者により構成される審査委

員会による総合的な審査の結果、承認が得られた計画につき支援を開始します。

〔作成される支援計画の内容〕

- ・ 支援計画が、事業の目標や内容に照らして現実的かつ効果的であり、具体的な事業化に向けた取組を含む構成になっていること
- ・ 支援による現実的かつ具体的な成果が、支援計画に盛り込まれていること

7. その他留意事項

- (1) 提出していただいた応募書類等は、返却しませんので、ご注意ください。
- (2) 本件募集において対象とされた事業の事業化検討の内容は、今後の被災地における復興事業の実施の普及のための検討等を目的として活用させていただくことがあります。
- (3) 支援を実施した案件について、支援対象事業の概要、支援の内容および成果については事業者による事業の遂行を妨げない範囲において公表されること、他被災地における復興事業の実施普及のために検討事例として活用されることを前提に応募して下さい。なお、本件事業の公表の取扱いについては、応募者等と十分に調整を図らせていただきます。
- (4) 事業主体等が実際に事業を実施する場合には、本件事業支援とは別に、所要の手続や関係機関との調整等を自ら行っていただく必要があります。
- (5) ご不明な点がある場合は、上記問い合わせ先にお問い合わせください。

以上